

## 熱中症対策に関する試行要領（港湾工事）

### （目的）

第1条 本要領は、工事現場における熱中症対策について必要な事項を定め、作業員の安全確保及び労働環境の改善を図るとともに、熱中症の発生を防止することを目的とする。

### （適用）

第2条 本要領は、川崎市港湾局が発注する港湾請負工事積算基準に係る熱中症対策を推進する試行工事を対象とし、原則として全ての工事に適用するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とすることができる。

- (1) 維持工事等で実施が困難なもの
- (2) 効果が期待できないもの
- (3) その他監督員が不要と認めたもの

3 本要領は、原則として5月1日から10月31日までの期間に適用する。

4 川崎市港湾局が発注する土木工事標準積算基準に係る熱中症対策を推進する試行工事については、「川崎市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事等）」および「川崎市現場環境改善費（熱中症対策）の積み上げ計上に関する試行要領」を適用するものとする。

5 川崎市港湾局が発注する公共建築工事共通費積算基準を適用した工事に係る熱中症対策については、「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和5年3月29日付け国営計第188号、国営積第12号、国営建技第17号）に基づくものとする。

### （実施区分）

第3条 熱中症対策は、次の各号に掲げる区分により実施するものとする。

- (1) 作業員個人に係るもの
- (2) 軽易な施設及び設備
- (3) 前号により難しい施設及び設備

なお、第1号及び第2号により計上される費用については、別表に示す内容を参考とし、工事の特性及び施工条件に応じて、監督員との協議により判断するものとする。

### （実施方法）

第4条 受注者は、熱中症予防のため必要となる「作業員個人に係る対策」及び「軽易な施設及び設備の設置」を検討するものとする。

2 受注者は、前条第3号による施設及び設備の設置を希望する場合、その施設及び設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を監督員に提出のうえ、協議しなければならない。

- 3 監督員は、前項を受け、熱中症対策の効果を確認し、受注者から提出のあった工事打合せ簿により回答しなければならない。
- 4 受注者は、同条第1項及び第2項を受け監督員から回答された熱中症対策の内容について施工計画書に記載し、監督員の確認を受けるものとする。
- 5 受注者は、現場作業が終了した時点において、施工計画書に基づき、当該工事において実施した対策（購入品一覧表、納品書、状況写真等）を整理した上で監督員に提出し、確認を受けなければならない。また、前条第3号による施設及び設備を設置した場合、その種類、規模、設置期間を記載した工事打合せ簿及び実施状況を撮影した写真並びに、対策に要した費用の明細が記された契約書等を、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

（費用の計上）

第5条 第3条第1号に係る費用については「現場管理費の補正」により、以下の方法にて算出する。

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、当初契約時に補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、施工時期、工事期間等による補正（寒冷地補正、緊急工事）との重複もあわせて補正率は2%を上限とする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率}^{\ast 1} \times \text{補正係数 (1.2)}$$

※ 補正値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 真夏日率の算出

$$\text{真夏日率}^{\ast 1} (\%) = \text{真夏日対象期間中の真夏日}^{\ast 2} \div \text{工期中の対象期間}$$

※1 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日は、横浜地方気象台（観測所名：横浜）における日最高気温が30度以上となる日をいう。また各月毎の真夏日日数は直近3箇年の平均値（以下、「真夏日日数<sup>※3</sup>」という。）とする。なお、直近過去3箇年とは設計年度の暦年前3箇年とし、平均値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※3 真夏日日数は、真夏日対象期間<sup>※4</sup>が1箇月ある場合、当該月の真夏日日数を計上する。なお、真夏日対象期間<sup>※4</sup>が15日以上の場合は、当該月の1/2の真夏日日数を計上し、15日未満となる場合は、計上しない。

※4 真夏日対象期間は、工期中の対象期間<sup>※5</sup>のうち、5月から10月までの期間をいう。ただし、契約予定日からの15日間及び完成期限前の10日間は除く。

※5 工期中の対象期間は、契約予定日から完成期限までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の期間の合計をいう。ただし、年末年始6日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (3) 変更設計

当初契約にて補正を実施した場合は、真夏日の実績に基づく精算変更は行わない。

検査時期の前倒し、工事製作期間の変更、フレックス方式余裕期間制度実施工事など、当初発注時と期間が異なる場合については、受発注者間で協議を行い工期及び真夏日の期間変更を行うことができるものとする。

- 2 第3条第2号に係る費用については「現場環境改善費（率）」により計上された額の範囲内で行うものとする。
- 3 第3条第3号に係る費用については、「現場環境改善費による積上げ計上」を行うものとする。  
なお、費用の計上に当たっては、同条第1項及び第2項の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費（率）で計上される額の50%を上限に、変更契約により行うものとする。
- 4 前項に係るリース品については、設置期間に応じたリース費用を計上するものとする。
- 5 同条第3項に係る購入品については、設置期間に応じた減価償却費相当額を計上するものとする。

#### (留意事項)

第6条 次の各号に掲げる内容は、第3条第3号による熱中症対策の対象としない。

- (1) 効果が期待できないもの
- (2) 当該工事と直接関係のないもの
- (3) 施設又は設備の設置を伴わないもの

- 2 本要領に定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

#### 附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

なお、本要領の施行をもって、「川崎市港湾局熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」を廃止する。